尼崎市教育委員会

教育課程の見直しに伴う夏季休業日の変更について(お知らせ)

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、中学校は平成29年度から、小学校は平成30年度から、夏季休業期間を変更して年間授業日数を増やし、弾力的な教育課程を編成することで、学力向上や豊かな教育活動の展開に取り組んでまいりました。

その後、コロナ禍を経て、各学校においては、従前の教育活動を見直すことにより、国が示す標準授業時数を十分に確保することが可能となりました。また、学習指導要領の確実な実施とともに、児童生徒用タブレット端末等のICTを活用した学びの充実も進んでまいりました。さらに、昨今の酷暑による学習活動中、登下校時の熱中症等の対策の必要性も生じてきました。

これらのことを踏まえ、令和6年度から次のとおり夏季休業日を変更します。

本市の子どもたちの豊かな学びの実現と健やかな心身の育成を図るため、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

1 対象校

市立小学校及び中学校 59校(琴城分校を含む)

2 変更する夏季休業日

(現 行)7月21日~8月24日 (変更後)7月21日~8月28日 ※夏季休業期間を4日延長

3 その他

令和6年度 各学期の始業式は次のとおりです。

学期	始業式
1 学期	令和6年4月 8日(月)
2 学期	令和6年8月29日(木)
3 学期	令和7年1月 8日(水)

以上